

【第3次】
長南町行財政改革大綱

『集中改革プラン（5カ年計画）』

（平成17年度から平成21年度）

平成18年3月

長 南 町

（行財政の集中見直しに向けて）

行財政改革に伴う『集中改革プラン』

第 章 第 3 次長南町行財政改革の目標

第 章 実施計画の策定

第 章 行財政改革の視点と課題

第 章 行財政改革への取組

- 1．サービスとコストの最適化
- 2．給与の適正化等（徹底した内部管理経費の削減）
- 3．公共サービス提供の見直し
- 4．町民負担の公平化
- 5．住民との協働

行財政改革に伴う『集中改革プラン』

本町は、平成8年7月策定の『長南町行政改革大綱』のもと、6本の柱を中心に『長南町行政改革実施計画書』（平成11年～13年度）を平成11年8月11日に策定し、一連の改革を進めてきました。また、平成14年3月には『第2次長南町行政改革大綱』を策定し、時代の要請に応じた行政改革に取り組むため5本の柱を掲げ、『第2次長南町行政改革実施計画書』（平成14年～17年度）に基づき長期的視野に立った改革に取り組んできました。しかしながら、少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、厳しい財政状況の中で今後は地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められています。

このような状況の中で、本町はこれまで『対話と協調』を礎に地域福祉施策、教育分野、環境施策、社会資本の整備等に積極的に取り組んできました。しかし、こうした取組の一方で長引く景気の低迷や主要財源として活用してきた公債費の残高が財政運営に多大な負担を与えております。

また、国においても足並みを揃えた全国レベルの比較検討を行うことにより、行財政改革の更なる推進を図っていくため『新地方行政改革指針に基づく集中改革プラン』の策定が計画されております。

そこで、これらの課題を克服し更に踏み込んだ改革に取り組むため、「行財政の再建にむけて」を目標とする国の集中改革プランの指標に基づいた『第3次長南町行財政改革大綱』を策定し、新たな改革を推進するものです。

最後に、今回は財政シミュレーションも検討し、財政状況の中長期的な予測分析も行いながら、できる限り行財政改革実施内容の目標数値や実施年度を掲げ、それを町民に公表し、達成効果のある行財政改革を推進してまいります。

第 章 第 3 次長南町行財政改革の目標

本町の財政は、長期的な景気の低迷等により町税収入や地方交付税の伸び悩みにより大変厳しい状況となっています。

この町税等の歳入の減少に対処するため、旅費、時間外勤務手当、各種補助金等の整理合理化に努めてきたところですが、未だに財政状況は厳しい状態に置かれています。

そのため、今後見込まれる財源不足の解消や、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指して、あらゆる経費で聖域を設けることなく、ゼロから見直す行財政改革を行う必要があります。

今回の計画では、平成 17 年度を起点として平成 21 年度までを長南町行財政改革『集中改革プラン』(平成 17 年度～平成 21 年度)として位置付け、抜本的な改革を行ってまいります。

第 章 実施計画の策定

この大綱に基づき、実施計画を策定します。その期間は平成 17 年度から平成 21 年度までの『5 ヵ年計画』とし、具体的な目標数値や実施年度を掲げた計画とします。

具体的には、第 3 次行財政改革として位置づけ、長南町行財政改革『集中改革プラン(5 ヵ年計画)』を別添のとおり、策定するものとします。

第 章 行財政改革の視点と課題

具体的な『集中改革プラン』を推進するために、現状における収支不均衡を解消するとともに、安定した行政サービスを将来にわたって継続していくための行財政基盤を確立することを目的とし、次の5本の柱を基本姿勢とした課題に取り組んでいきます。

【1】サービスとコストの最適化

【2】給与の適正化等（徹底した内部管理（人件費）経費の削減）

【3】公共サービスの見直し

【4】町民負担の公平化

【5】住民との協働

第 章 改革への取り組み

【 1 】 サービスとコストの最適化

限られた行政財産で最大の効果を発揮するため、総花的な事業展開から脱却し、事務事業の優先度や行政関与の妥当性を検証しながら、新に必要な分野へ資源の重点配分を行い、緊急性を配慮しながら、町の基本構想・基本計画に沿った『長南町3ヵ年実施計画書』に準拠しつつ、整合性を図り、弾力的な対応を配意した、予算措置などに直結する計画的な実施に努めます。

（ 1 ） 事務・事業の再編・整理、廃止、統廃合

施策の推進にあたっては、常にコスト縮減のための多様な手法を検討し、最適な選択を行いながら、事務・事業の再編・整理、廃止、統廃合の推進に積極的に取り組みます。

[主な取り組み]

- 補助費（補助金、負担金）等の見直し
- 事務事業の重点配分
- 普通建設事業の見直し
- 特別会計繰出金の抑制
- 公債費の長期的な抑制
- 町有財産の売却、有効活用

【 2 】給与の適正化等(徹底した内部管理経費の削減)

これまでも、特別職給与の据え置きや時間外勤務手当のカット、振り替え休日の積極的な活用、事務の執行に係る経費の節減など、内部管理経費の削減に取り組んできましたが、更に厳しいレベルで人件費の削減を行うなど、徹底した内部管理（人件費全般）経費の削減に取り組めます。

（ 1 ）給与の適正化等

[主な取り組み]

- 人件費等の抑制
- ・ 常勤特別職の給与適正化
- ・ 一般職員の給料適正化
- ・ 職員の新規採用一時停止
- ・ 職員定数の削減
- ・ 早期退職の促進
- ・ 議員定数及び報酬の見直し
- ・ 各種委員会等の報酬などの見直し

（ 2 ）定員管理の適正化

[主な取り組み]

【第3次】定員適正化計画書の策定

【 3 】 公共サービスの見直し

単なるコスト削減だけでは、財政危機を克服することはできません。一度、原点に立ち戻り、公共サービスは誰が担うのかを見直します。

[主な取り組み]

- 外部委託の見直し
- 外郭団体等の関与のあり方の見直し
- 電子自治体の推進
- 指定管理者制度の検討

【 4 】 町民負担の公平化

特定の人だけがサービスを利用する場合、利用しない人との負担の公平を確保しなければならないというのが、『受益者負担の原則』です。地域社会全体で負担すべきものを除いては、『受益者負担の原則』に則したサービス提供により、町民負担の公平性を最大限確保できるよう、取り組んでいきます。

[主な取り組み]

- 使用料・手数料の適正化
- 町税等の徴収率の向上
- 南部開発公社、ガス事業等の経営健全化

【 5 】 住民との協働

住民の自主・自立を最終的な理想形として、地域住民やボランティアの主体的な活動によるサービスの提供、民間事業者やNPOによるサービスの提供、また行政がこれらの活動を支えるとともに、地域住民や民間事業者ができないときはサービスの提供を行う、真の協働のまちづくりを進めます。

[主な取り組み]

地域協働の検討・推進